連携に関する覚書　（案）

○○法人○○が運営する○○園（以下「甲」という。）と小規模保育事業 ○○園（以下「乙」という。）との間における連携施設の設定について次のとおり覚書を締結するものとする。

（目的）

第1条　この覚書は、○○法人が運営する甲と乙の施設間において家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令61号）第6条における連携内容について定めることを目的とする。

（保育内容の支援）

第2条　甲は、乙の保育に関して適切な助言を行うなど、必要な支援を行う。

2　甲は、乙の児童に対して、集団保育を通じた児童同士の関係作りの一環として甲の児童との合同保育（運動会やお遊戯会等の行事）を実施することとする。

3　甲は、乙の児童に対して、定期的に施設や野外遊戯場を開放するものとする。

4　甲は、乙の児童の健康診断や健康管理に関し、必要な支援を行う。

（代替保育の提供）

第3条　甲は、乙の職員が病気や研修受講等により保育を提供できない場合には、必要に応じて代替保育を提供する。

（卒園後の受け入れ）

第4条　甲は、乙の卒園児が就学前まで利用できる入所枠を○名以上確保する。

2　甲は、毎年8月末までに前項で定めた人数若しくはそれ以上の入所可能人数を乙へ報告する。

3　乙は、毎年9月末までに甲への入所を希望する者の数を調査し、報告する。

4　甲は、前項の報告により翌年度4月から受け入れする児童の数を確定し、その後の受入数の変更は、原則として行わないものとする。ただし、乙から報告を受けた人数以上に、甲が受け入れ可能と判断した場合は、この限りではない。

（効力の期間）

自動継続の場合

第5条　この覚書の効力は、令和○年4月1日より○年間とする。ただし、期間満了日の○ヶ月前までに甲、乙いずれからも異議申し立てのない場合は、この覚書は自動的に○年間延長されるものとし、以後この例による。

　※4月1日より締結する場合

　　　この覚書の効力は、令和○年○月○日より令和○年3月31日までとする。

ただし、期間満了日の○ヶ月前までに、甲、乙いずれからも異議申し立てがない場合は、更に令和○年4月1日より○年間延長継続するものとし、以後この例による。

※年度途中で協定を締結する場合

自動継続なしの場合

　　　この覚書の効力は、令和　　年　　月　　日より令和○年３月３１日までとし、継続する場合は令和○年○月末までに誠意をもって協議すること。

　※○年で切れる場合

（疑義の決定）

第6条　この覚書に疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

　　　法人住所

　　　○○法人

　　　代表者　　　〇〇〇〇　　　　　　印

甲　仙台市○○区・・・・・・・・・・・・

○○園

施設長　　　　　　　　　　　印

乙　仙台市○○区・・・・・・・・・・・・

○○園

施設長　　　　　　　　　　　印